

議案第8号

高根沢町国民健康保険税条例の一部改正について

高根沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町国民健康保険税条例の一部改正について

1 概要

栃木県への国民健康保険事業納付金、医療給付費、国民健康保険財政調整基金残高の推移を踏まえつつ、保険税水準の県内統一化を見据え、税率を引き下げ、被保険者の税負担を軽減するため、所要の改正をするものです。

2 改正内容

国民健康保険税基礎課税額の所得割額に係る税率を8.2%から7.2%に改定します。

3 施行日

令和7（2025）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高根沢町国民健康保険税条例（昭和33年高根沢町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.20</u>を乗じて算定する。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.20</u>を乗じて算定する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の高根沢町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。